

入院のしおり

北中城若松病院理念

～老いていく人たちに共感をもち、
この方達の身体と心と魂をも、
共に支えていける病院～



特定医療法人アガペ会
北中城若松病院
内科・リハビリテーション科・精神科

〒901-2395 沖縄県北中城村字大城 311 番地
電話：098-935-2277 FAX：098-935-2272

日用品費・オムツについて

入院中に使用する、衣類・タオル類・オムツ・カミソリ・エプロン・口腔内ケア用品は、療養者の皆様に、快適に安心して日々療養していただけるようにまた、ご家族の皆様のお持ち込み負担軽減のため、日額定額制のレンタルにてご利用いただける新サービス、ケアサポートセット（CSセット）を導入いたしました。

※CSセットに関する詳細は別途、パンフレットをご参照ください。

CSセットをご利用にならない方

日用品・オムツ・衣類・タオル類のご持参をお願いいたします。

汚染時の洗濯や不足の際の連絡は行っておりませんので、早めのお持ち帰りと定期的な補充をお願いいたします。

万が一不足した場合は、CSセットにて対応し株式会社エランとの契約が発生いたしますのでご了承ください。

<必ずご準備いただくもの>

洋服・肌着・下着・タオル類・オムツ・ティッシュペーパー・ボディソープ・シャンプー・プラスチック製コップ・口腔ケア用品・ヘアブラシ・靴などの履物・不織布マスク

必要に応じて持参いただくもの

お薬手帳・補聴器・メガネ・入れ歯・入れ歯入れ

持参いただくものについてのお願い

- ・ 私物を持ち込まれる場合は、必ず記名するようお願い致します。
- ・ 宝石・貴金属・現金等の貴重品は、紛失や盗難の恐れがあるので、持ち込みはご遠慮下さい。
- ・ 電化製品は、原則持ち込み出来ません。
- ・ はさみ・カミソリ等の危険な物は、持ち込みは出来ません。

★持参頂いた私物や貴重品、生活の中で身に着ける入れ歯や補聴器・メガネ等は、ご本人及びご家族の管理となり、当院としては、紛失や破損の責任は負いかねます。ご了承下さい。

病棟・病室の移動について

当院では、病院が『治療・療養の場』である関係上、病棟や病室は病状などご本人の状態に配慮して決定しています。その際には、男女は別室となります。但し、治療上どうしても必要な場合は、療養者様（意思確認できない場合はご家族）の同意を得た上で、一時的に男女同室になる場合がございます。

個人情報の保護について（別紙参照）

当院は、最適な医療および介護サービス等を提供するため、本人またはそのご家族などから提供いただく個人情報を、当院の定める利用目的の範囲内において利用させていただきます。なお、当院が配布する『個人情報の保護についてのお知らせ』をお読みいただいて、ご質問や不明な点がございましたら、相談員もしくはスタッフにお声かけください。

■病室の氏名表示について

入院中は事故防止・治療・ケア等の観点から病室入り口とベッド、その他必要とされる場所へ氏名や写真等を表示しています。しかし、療養者本人やご家族の方のご希望があれば病室入り口の氏名を表示しないこともできます。その際は相談員（ソーシャルワーカー）か病棟課長へお声かけ下さい。

■入院の有無に関する問い合わせや面会の制限を希望される方は相談員へお申し出ください。その場合、いくつか留意事項がございますので内容を確認の上最終的に希望されるかご判断ください。

当院へのご意見・ご要望などの受付について

当院へのご意見・ご要望などがございましたら、

- ①担当の相談員・病棟課長、もしくはスタッフに直接お申し付け下さい。
- ②1階受付や各病棟入口付近にあります『ご意見箱』へ、備え付けの用紙に内容をご記

入のうえ投函して下さい。

* お寄せいただいたご意見・ご要望につきましては、院内で検討の上口頭及び掲示にてお返事いたします。

食事・面会・その他共有設備の時間について

療養者様の食事時間

朝食・・・8:00 昼食・・・12:00 夕食・・・18:00

面会について

新型コロナウイルス感染状況により、面会方法の変更があります。その際は、当院のホームページで確認下さるか、各病棟担当相談員へお問い合わせ下さい。

外出・外泊・・・主治医の許可が必要ですので、病棟へ申し出て下さい。

図書室・・・9:00～21:00（年中無休）

売 店・・・11:00～16:00（土日祝日は休み）

★利用はご家族も可能ですが、院内での飲食はご遠慮下さい。

チャペル（礼拝堂）・・・どなたでもご利用いただけます。

医療費減免制度について

★ **標準負担額減額認定証** （一部減額認定及び標準負担限度額認定）

医療保険病棟入院中の方の医療費一部負担金及び食費が減額される制度です。【概ね、市町村民税非課税世帯の方が対象です。】

* 詳しいことは、担当の相談員または医事課職員へお尋ね下さい。

入院患者様およびご家族様の住所や連絡先の変更について

★ 入院患者様およびご家族様の情報等に変更がございましたら、入院先病棟または担当の相談員まで早めに申し出て下さい。

その他注意事項

- ① 当法人敷地内は、駐車場含む全域で禁煙となっておりますのでご協力ください。
- ② 携帯電話は使用制限があります。なお、使用可能な場所は、各病棟入口に掲示しています。
- ③ 多くの療養者やそのご家族を配慮し、病室や建物内はもちろんの事、玄関先や建物周辺（敷地内）でのスジファや線香などの使用は、固く禁じられております。ご理解ください。
- ④ 台風等の影響により病院の固定電話が使用不能になった場合は、下記の携帯電話よりご連絡差し上げますので、お知らせ致します。

1 病棟 : 080-8586-0100 2 病棟 : 080-8588-0086 3 病棟 : 080-8375-2928
5 病棟 : 080-8378-3047 6 病棟 : 080-8374-9771

※当院入院中に、当院以外の医療機関へ受診を希望される場合は、事前にお申し出下さい。

お見舞い時のお花に関するお願い

- 1, 生花の持ち込みは可能ですが、療養者の病状や病棟の方針により、持ち込みをお断りする場合があります。香りの強いお花もご遠慮下さい。
- 2, 鉢植えなど、土を使用した植物は衛生上、持ち込みを禁止しています。
- 3, お花の水やり等の管理は対応いたしません。また、環境や衛生上の問題があると判断した場合は、病院側で処分させていただくことがあります。ご了承下さい。
- 4, お花に付属する容器（カゴ等）をお持ち帰りしたい場合は、お早めにお持ち帰り下さい。病棟ではお預かりできませんのでご了承下さい。

投票について

入院加療中により投票場に行けない場合は、院内で不在者投票をすることが出来ますので、ご希望する方はお申し出下さい。尚、不在者投票が可能な期日が決まっております。

すので、お申し出が遅い場合はご希望に添えない場合もございます。

スマートフォン等の個人端末利用に関する注意事項

当法人では、療養者・利用者様の生活の質向上・社会的つながり維持の観点から、スマートフォン等の利用を一部認めております。ただし、以下のルールに則り、プライバシー保護と療養環境に配慮しながら運用いたしますので、ご理解とご協力をお願い致します。

使用可能な機器	スマートフォン／タブレット等
利用可能時間	午前 7 時～午後 9 時まで(消灯後の利用はご遠慮ください)
利用可能な場所	自室(イヤホン着用) デイルームの一部(スタッフの指示に従ってください) 面会室(家族との通話・ビデオ通話可)

禁止事項

①無断撮影・録音禁止。

撮影する場合は、他の療養者様・利用者様、職員、ネームプレートなどの個人情報が入り込むことがないように十分配慮ください。

②通話のスピーカー使用

③トラブルとなる SNS 利用や迷惑行為

※トラブルや迷惑行為が生じた場合、一時的に使用を中止する場合があります。また、機器管理は原則として本人またはご家族の責任とします。

ご家族の皆様へのお願い

トラブルがあった場合はご連絡差し上げますのでご対応をお願いします。

操作方法に不安がある療養者様へのサポートをお願いします。

療養者様とご家族が安心して入院生活を送れるよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

ご不明な点はスタッフまでお気軽にお尋ねください。

受付からのお知らせ

〔入院費のお支払いについて〕

入院費は、ひと月分をまとめて翌月にお支払いをお願い致します。

※退院の際は、退院時にお支払いとなっております。

毎月 10 日に前月分の入院費を確定し、請求書を保護者の住所へ郵送致します。

(請求書がお手元に届くまでに約2日ほどかかります)

※請求書がお手元に届く前でも 10 日以降でしたらお支払いいただけます。

※郵送先の希望・変更がございましたら病院1階窓口へご連絡ください。

入院費のお支払いは病院1階窓口でお願い致します。

お支払いは現金・デビット払い・クレジットカード払いがご利用いただけます。

- ・デビット払い：キャッシュカードで直接お支払い（沖銀・琉銀・郵貯等）
- ・クレジットカード払い：VISA・Master card・JCB 等

支払期間は毎月 10 日～19 日の間でお願い致します。(土・日・祝祭日はお休み)

※お支払い期間中の 13 日～19 日の間の土曜日午前中もお支払いいただけます。

- ・通常（月曜日～金曜日） → 9：00～17：30
- ・お支払い期間中の土曜日 → 9：00～12：30

期限内にお支払いが難しい場合は、相談員又は受付までご相談ください。お支払いがない場合は、保護者・連帯保証人へご連絡致します。ご了承ください。

“マイナ保険証”（資格確認証・保険証）“介護保険証”の確認について

病院では毎月必ず 1 回 “マイナ保険証”（資格確認証・医療保険証）“介護保険証”の確認を行うことが法律で義務づけられています。当院では、入院時・入院費のお支払いの際に確認しておりますので、お忘れのないようお願い致します。

※『保険の変更』がございましたら、お早めに病院1階窓口へご提示ください。

〔限度額認定証について〕

当院ではオンライン資格確認を導入しており、本人の同意があれば限度額適用認定証等の情報を確認することができます。(限度額適用認定証等の交付手続不要)

※注意※以下に該当する方は、限度額適用認定証等の交付申請が必要です。

- ・オンライン資格確認を希望されない方
- ・申請日以前 12 ヶ月以内に入院日数が 90 日を超える市民税非課税世帯の方が、食事療養費の減額をさらに受ける場合
- ・国民健康保険料に滞納がある場合

ご質問・ご要望等がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

医療法人アガペ会 北中城若松病院
〒901-2395 北中城村大城311番地
TEL 935-2277 FAX 935-2272
医事課（内線：215、216）

1ヶ月あたりの入院費（目安）

あくまで目安の金額です。詳しくお知りになりたい方は受付窓口（1階）にお声かけ下さい。

例）入院期間が10日間の場合、（1ヶ月目安÷31日）×10日間といった日割計算ではありません。

R7.8.1～

対象者	医療費	医療費 多数該当	食費	*65歳以上 の療養費等	計
70歳以上 Ⅲ 現役並み所得者	¥252,600 ～ ¥261,000	¥140,100	1食 ¥510×93食＝ ¥47,430		¥301,000 ～ ¥320,000
70歳以上 Ⅱ 現役並み所得者	¥167,400 ～ ¥180,000	¥93,000	1食 ¥510×93食＝ ¥47,430		¥215,000 ～ ¥239,000
70歳以上 Ⅰ 現役並み所得者	¥80,100 ～ ¥95,000	¥44,400	1食 ¥510×93食＝ ¥47,430		¥128,000 ～ ¥154,000
70歳以上 一般	¥57,600	¥44,400	1食 ¥510×93食＝ ¥47,430		¥106,000 ～ ¥117,000
70歳以上 低所得者Ⅱ	¥24,600	/	1食 ¥240×93食＝ ¥22,320 (4ヶ月以降1食 ¥190へ※地 域包括ケア病棟対象外)		¥43,000 ～ ¥59,000
70歳以上 低所得者Ⅰ	¥15,000	/	1食 ¥110×93食＝ ¥10,230 ※地域包括ケア病棟の場合 ¥140×93食＝ ¥13,020	*1日 ¥370×31日＝¥11,470	¥26,000 ～ ¥40,000
70歳未満 ア) 標準報酬月額 83万円以上	¥252,600 ～ ¥261,000	¥140,100	1食 ¥510×93食＝ ¥47,430		¥301,000 ～ ¥320,000
70歳未満 イ) 標準報酬月額 53万～79万 円	¥167,400 ～ ¥180,000	¥93,000	1食 ¥510×93食＝ ¥47,430		¥215,000 ～ ¥239,000
70歳未満 ウ) 標準報酬月額 28万～50万円	¥80,100 ～ ¥95,000	¥44,400	1食 ¥510×93食＝ ¥47,430		¥128,000 ～ ¥154,000
70歳未満 エ) 標準報酬月額 26万円以下	¥57,600	¥44,400	1食 ¥510×93食＝ ¥47,430		¥106,000 ～ ¥117,000
70歳未満 オ) 低所得者： 住民税非課税	¥35,400	¥24,600	1食 ¥240×93食＝ ¥22,320 (4ヶ月以降1食 ¥190へ)		¥54,000 ～ ¥70,000

★ *65歳以上の療養費は地域包括ケア病棟・回復期病棟の入院患者様が該当いたします。

2ヶ月以上入院費のお支払いがなく連絡が取れない場合は
連帯保証人に連絡致しますので、ご了承ください。

特定医療法人アガベ会 北中城若松病院
受付（1階）
電話 935-2277

療養者の権利

1. 個人の人格を尊重した医療やケアが受けられます

個人の人格、価値観などが尊重され、医療従事者との信頼と協力関係のもとで医療やケアを受けることができます。また、終末期ケアを受ける際もできる限り個人の尊厳が保たれ、あらゆる可能な助力を受けることができます。

2. 必要な医療やケアを平等に受けられます

社会的身分・人種・性別・宗教などの差異、または障害の有無に関わらず、必要な医療やケアを平等に受けることができます。

3. 十分な情報を得ることができます

ご自分が受けている医療やケアについて、理解できるまで説明を求めることができます。またご自分の診療録の開示を求めることができます。

4. 自己決定が尊重されます

十分な説明と情報提供を受けたうえで、自由な意思にもとづいた治療方法の選択、決定が尊重されます。また自己決定の際に、主治医以外の意見(セカンドオピニオン)を求めることができます。

5. 個人の情報は守られます

診療に関する個人の情報は守られます。ご本人の承諾なくして、直接関わる医療従事者以外の第三者に対し開示されることはありません。ただし法的義務のある場合や生命の危機に瀕する場合は、その限りではありません。

※なお療養者ご本人が、明確な意思表示をできない場合でお困りの際は、相談員または病棟課長に遠慮なくご相談ください。

療養者の責任

1. 安全でより良い療養生活をおくるために、あなたの身体の状態、精神的状態、過去の治療経験と結果、アレルギーの有無などについてお知らせください。
2. 治療やケアの方針について、分からない事は遠慮なく質問をし、正直な気持ちをお知らせください。そして、納得と同意の上で決まった治療やケアの方針については、ご協力ください。
3. 療養生活の中で不安や疑問を感じたら、速やかに病棟責任者にご連絡ください。

セカンドオピニオンについて

治療・療養方針について、主治医以外の医師・専門家の意見を聞く、『セカンドオピニオン制度』がございます。ご希望される方には、セカンドオピニオンに必要な情報を提供し、他の専門外来などをご紹介しますので、担当相談員までお申し出下さい。